

| No | 書類名 | ページ等 | 意見 | 回答 | 仕様書の追記または修正有無 |
|----|-----|------|---|--|---------------|
| 1 | 仕様書 | 28 | 「本県が指定したディストリビューション以外に複数のディストリビューションが利用可能であり」につきまして、具体的に想定しているディストリビューション名をお示しください。 | 本県が指定するLinuxディストリビューションとしては、Red Hat Enterprise Linuxを想定しています。また、Red Hat Enterprise Linux以外のディストリビューションとして、無償利用可能で、かつ、RHEL互換のディストリビューション（AlmaLinux、Rocky Linux等）を想定しています。 | なし |
| 2 | 仕様書 | 29 | プライベートクラウド環境にアクセスするユーザ数はどの程度を想定されていますでしょうか。利用用途および回線種別に応じてご教示ください。 | 現時点で詳細な環境が決定されておらず、どの程度のリソースがクラウド環境に構築されるかが決まっておらず、かつ、共通機能基盤の利用者に対するニーズ調査について、本委託業務内で実施予定のため、現時点での想定はありません。 | なし |
| 3 | 仕様書 | 31 | 「環境の健全性やリスク等」の数値化による把握につきまして、設計工程において「環境の健全性」の定義を行い、定義に基づき運用において警告・障害数およびリソースの使用量・使用率から考えうるリスクや懸念点等の提示等が出来れば良いという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。把握する内容の一例として、例えば、リソースの使用量、使用率の増分を把握し、リソースの枯渇時期の想定について、報告をいただく等を想定しています。 | なし |
| 4 | 仕様書 | 33 | ストレージI/Fが要件「10Gbps以上×2本の冗長化構成」を満たしていれば、NFSやFC以外の方式での構成も問題ございませんでしょうか。 | 10Gbps以上の速度を満たすインターフェースであれば、iSCSIで統合サーバと接続する構成でも可能とします。ただし、その構成に必要なLAN I/Fのポート等についても、本委託業務内にて、別途確保いただく必要がありますので、ご注意ください。 | なし |
| 5 | 仕様書 | 35 | メイン領域はオールフラッシュ構成にすることにより、キャッシュ用SSDは不要との認識でよろしいでしょうか。 | オールフラッシュ構成の場合、その他のメインストレージ機器の要件を満たしていれば、キャッシュ用SSDは不要です。 | なし |
| 6 | 仕様書 | 20 | ストレージに書き込みを行うバックアップソフトがランサムウェア対策として、バックアップデータの変更禁止処理が可能であれば、要件を満たす認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、特権が取得された場合等でも書き込みが禁止できたり、これまでに報告されたマルウェアに対して、防御可能であったという実績がある製品を選定してください。 | なし |
| 7 | 仕様書 | 41 | タブレット端末の想定プラットフォームはWindowsOS、iPad、AndroidTabという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、iPadOS、Androidのいずれかのプラットフォームに対応していれば、要件を満たすこととします。 | なし |
| 8 | 仕様書 | 47 | 本運用期間中でオンプレミスの統合サーバよりクラウドサービス上の統合サーバへ移動する仮想マシン台数は、「5.システム設計に関する要件、5.4.詳細な機能要件、5.4.12.クラウドサービスに関する詳細要件、(2)機能（VMware Solution機能）」に記載されております、仮想マシン10台(CPU:40Core、メモリ:160GB、Disk:5,000GB)程度という認識でよろしいでしょうか。 | 本委託業務において構築する、VMwareSolution機能における利用可能なリソースとして、仮想マシン10台(CPU:40Core、メモリ:160GB、Disk:5,000GB)程度としています。このリソースは、現在運用中の仮想マシンを、オンプレミスからVMwareSolution機能へ移行するために必要となるリソースとは別に用意してください。（全ての仮想マシンの移行が完了した段階でもVMwareSolution機能で利用可能なリソースとして、仮想マシン10台分のリソースが利用可能な状態である必要があります。）ただし、あらかじめ用意いただいた10台分の仮想マシンのリソース以上に、本県が利用する場合（オンプレミスからの移行とは別の用途で利用する場合）は、本委託業務の範囲外として、別契約（リソースの追加発注）を行う予定です。 | なし |

| | | | | | |
|----|-----|----|---|--|----|
| 9 | 仕様書 | 56 | ポータル機能のファイル交換が行える範囲としては、三重県庁様の業務ネットワーク(内部NWのみ)という認識でよろしいでしょうか。ファイルの持ち込み・持ち出し等のセキュリティ観点からインターネット上の公開はなしという認識です。 | ご提案のとおり、ファイルの公開範囲は業務ネットワークにとどめることが望ましいですが、ポータルサイトの認証を含めたセキュリティ対策が適切であれば、三重県業務ネットワーク外にポータルサイトを構築し、その中でのファイル交換機能の提供を可とします。 | なし |
| 10 | 仕様書 | 全体 | 要件を満たすことが可能であれば、当該ソフトウェア以外の製品の使用は可能との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。要件を満たせば、VMwareHorizon以外のソフトウェアの利用を認めます。 | なし |
| 11 | 仕様書 | 全体 | 本業務は8年にわたる長期継続契約となるため、入札時点では、受託事業者が本仕様書の記載内容を遵守したにも関わらず、契約期間内の将来時点において、経済情勢の変化による急激な物価高騰や、納品物件の製造元・メーカー等の自社都合による、一方的なサポート内容やライセンス体系の変更に伴う費用負担増等、予測不可能な事項が発生する可能性があります。このような、受託事業者の責によらない、予測不可能な事項が発生した場合、貴県と協議のうえ、対応策について定めることができるとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。受託事業者の責によらない、予測不可能な事項が発生した場合、受託事業者からの申し出により、本県と協議を行ったうえで、対応策について検討を行うこととします。その他、詳細条件等については、契約書における各条項によります。 | なし |
| 12 | 仕様書 | 全体 | 保守期間について、三重県の運用期間終了まで、メーカー保守の確約が取れない製品(ハードウェア含む)について、発注タイミングから6年目以降は本業務の範囲外としていただけないでしょうか。理由としては、メーカー保守開始が、発注時から発生するため、三重県様の保守開始期間と乖離が発生してしまいます。 | 仕様書で本業務の範囲外とした製品を除き、ハードウェア、及び、ソフトウェアはサポートの終了が予定されていない製品を選定し、契約終了まで保守を実施して頂く必要があります。 | なし |
| 13 | 仕様書 | 64 | 仮想ソフトウェアライセンスについて、令和12年4月1日以降は本業務の範囲外とあるが、構築期間中のライセンス使用も踏まえ、発注タイミングから6年目以降を本業務の範囲外としていただけないでしょうか。理由としては、サブスクリプションの開始が、発注時から発生するため、三重県様の保守開始期間と乖離が発生してしまいます。同様にクラウド使用料およびクラウド接続回線利用料についても、6年目以降を本業務の範囲外としていただけないでしょうか。 | 仮想化ソフトウェアについては、令和12年1月1日以降におけるライセンス調達を本業務の範囲外とします。 クラウド利用期間については、構築期間を含めて令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。 | あり |